

第2期新宿区自殺対策計画（素案）パブリック・コメント実施結果（概要）

1 実施期間

令和4年11月25日（金）から令和4年12月26日（月）まで

2 意見提出者数および提出方法

意見提出者	2名・団体
ホームページ	2名・団体
持参	0名・団体
ファックス	0名・団体
郵送	0名・団体
合計	2名・団体

3 意見数および意見の計画への反映等

意見数 4件

意見項目の内訳		件数	該当No.
1	計画全般に関する意見	1件	No.1
2	基本施策に関する意見	1件	No.2
3	重点施策に関する意見	2件	No.3~4

意見の計画への反映等

A	意見の趣旨を計画に反映する	0件
B	意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	0件
C	意見の趣旨に沿って計画を推進する	0件
D	今後の取組の参考とする	1件
E	意見として伺う	3件
F	質問に回答する	0件
G	その他	0件
合計		4件

第2期新宿区自殺対策計画（素案）パブリック・コメント 意見要旨と区の考え方

No.	章	素案 ページ	意見要旨	対応	区の考え方
1	全体	-	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響でここ2年自殺者が増加傾向で、特に若者、女性、子どもなどの世代が増えています。この状況も踏まえ、今年10月「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして～」が閣議決定されました。新宿区はこの大綱の理念に沿い計画素案を策定していますが、素案では新規は2件、拡充は1件のみで基本的には今実施している計画とほとんど変わりません。全国的にも自殺者が多い新宿区が、大綱でも強調されている若者、女性、性的マイノリティへの新たな支援策を示していないのは問題です。施策は練り直しが必要と考えます。</p> <p>せめて相談体制の充実のために各部署の人員を増やすべきです。</p> <p>また、新型コロナ感染の拡大でステイホームが強調されたなか、DV・虐待・性暴力などで苦しむ子どもや女性等にとって、家が安心して居られる場所でないことが浮き彫りになりました。危険にさらされない安全な居場所と緊急避難所の確保が急務です。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>若者、女性、性的マイノリティへの新たな支援策については、新たに設置する「若者・女性支援検討部会」の中で、関係団体等の意見を参考にしながら検討していきます。</p>
2	第3章	21	<p>新宿区のホームページでも、「様々な問題・悩みに応える相談窓口」の情報を積極的に発信して欲しい。例えば、トップページの「テーマから探す」の中に、「相談窓口」という独立したリンクを作ったほうが探しやすいだろう。</p> <p>また、それぞれの窓口がどのような環境であるかをもう少し詳しく紹介すべきだと思う(例：相談場所の写真・担当するカウンセラーへのインタビュー等)。</p> <p>現行の紹介ページは文字ばかりで、窓口がどのような場所なのかわかり辛く、不安を感じる人もいるのではないだろうか。</p>	D	<p>ご意見は今後の取組の参考とします。</p> <p>区ホームページトップページ「健康・医療・保健衛生」の中に「困りごと・悩みごと相談窓口一覧」を掲載します。</p> <p>今後も相談窓口の積極的な発信や、相談窓口がどのような場所であるか等、わかりやすい情報提供に努めていきます。</p>
3	第3章	27	<p>【重点施策について】</p> <p>「(1)若年層の支援の強化」について、以下の項目を追加すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)若者・女性相談窓口を設置し、「若者・女性をワンストップで支援します。」 ・「子どもへの支援の充実」として、「子ども自身の声を受け止め、支援体制を強化するため、保育士・教員、心理カウンセラーなどの専門家を増やしていきます。」 ・「若年女性への支援の充実」として、「女性への性暴力・性犯罪をなくすため、2024年4月から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されることも踏まえ、今後策定する「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」に基づき、国や都の制度を活用し、トータルキッズを含め、支援・保護など必要な取組を推進します。」 ・「性的マイノリティへの支援の充実」として、「無理解や偏見等による生きづらさから自殺リスクも高いことを踏まえ、独自の相談窓口や理解促進のための啓発事業を推進します。」 	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>若者・女性相談については、区の窓口及び区内関係機関が引き続き連携して支援していきます。</p> <p>子どもへの支援の充実として、保育士などの専門職の人員体制については、必要に応じて検討します。</p> <p>若年女性への支援については、区としても重要性を認識していますので、新たに設置する「若者・女性支援検討部会」の中で、関係団体等の意見を参考にしながら検討していきます。</p> <p>性的マイノリティへの支援については、男女共同参画推進センターで実施している「悩みごと相談室」において、年齢を問わず「性と生”アドバイザー」が相談に応じています。また、情報誌や講座等を通じて、性自認や性的指向等についての意識啓発を行っています。</p>
4	第3章	30 ～ 31	<p>【重点施策について】</p> <p>「(4)共通施策」として追加すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各対象者ごとの安心して居られる公的な場所を区として確保します。 ・国や東京都とも連携し、各対象者ごと、いつでも利用できる緊急避難施設を確保します。 ・国や東京都とも連携し、経済的支援のメニューを充実します。 	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>対象者に応じた緊急避難施設の確保やその他支援については、国や東京都などの動向を注視しつつ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に努めていきます。</p>